

原子力法

原子力法 げんしりよくほう

原子力の研究、開発、利用、安全確保等に関して、国の目的や方針などを定めた法律の総称。日本では、「原子力基本法」が原子力利用の目的、方針、その他の基本事項を定めている。個別法として、行政組織についての「原子力規制委員会設置法」、「原子力委員会設置法」、研究開発組織についての「日本原子力研究開発機構法」、原子炉及び核燃料の規制に関する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（略称「原子炉等規制法」）、放射線障害の防止に関する「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」、原子力損害に関する賠償・補償に関する「原子力損害の賠償に関する法律」と「原子力損害賠償支援機構法」、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するための「原子力災害対策特別措置法」（略称「原災法」）などがある。

<登録年月>

2012年11月
